

第5回呉市・下蒲刈町合併協議会次第

平成14年7月9日(火)10時00分

ビューポートくれ 3階 大ホール

1 挨拶 会長 小笠原 臣也

2 開 会

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項 行政制度等に関する協議(継続協議案件)

協議第29号 水道事業(簡易水道事業)の取扱いについて

協議第30号 下水道事業(集落排水事業)の取扱いについて

協議第18号 新市建設計画について(継続協議案件)

5 その他

6 挨拶 中田清和 委員

7 閉 会

第5回呉市・下蒲刈町合併協議会出席者

(呉 市)

会 長	呉 市 長	小 笠 原 臣 也
委 員	呉 市 助 役	川 崎 初 太 郎
委 員	呉 市 助 役	赤 松 俊 彦
委 員	呉 市 議 会 議 長	中 田 清 和
委 員	呉 市 議 会 副 議 長	石 山 講
委 員	呉市議会広域行政対策特別委員会委員長	岩 原 棕
委 員	呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長	石 崎 元 成
委 員	呉商工会議所 専務理事	岩 城 公 順
委 員	呉市自治会連合会副会長	吉 井 光 廣
委 員	呉市女性連合会副会長	三 戸 光 子

(下蒲刈町)

副会長	下 蒲 刈 町 長	竹 内 弘 之
委 員	下 蒲 刈 町 助 役	杉 原 裕
委 員	下 蒲 刈 町 議 会 議 長	花 浦 照 広
委 員	下 蒲 刈 町 議 会 副 議 長	船 田 孝 敏
委 員	下蒲刈町議会合併問題調査特別委員会委員長	船 田 信 義
委 員	下蒲刈町議会合併問題調査特別委員会副委員長	蔦 村 正 勝
委 員	下 蒲 刈 町 商 工 会 会 長	竹 内 美 智 三
委 員	下 島 区 長	宇 都 宮 杉 三
委 員	下蒲刈町女性団体連合会会長	伊 豆 本 悦 子

(顧 問)

顧 問	広島県呉地域事務所長	加 賀 美 和 正
-----	------------	-----------

(事務局)

事務局長	呉市広域行政推進室長	芝 山	公 英
事務局参事	呉市広域行政推進室次長	中 本	克 州
事務局次長	呉市広域行政推進室主幹	佐 々 木	寛
事務局次長	下蒲刈町参事(兼)総務課長	柴 村	隆 博
事務局次長	下蒲刈町参事	香 川	逸 志

基本的な項目に関する協議事項

	協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
1	協議第3号 合併の方式について	合併の形態	安芸郡下蒲刈町を廃し、その区域を呉市に編入する編入合併とする。	平成14年4月25日、第2回協議会において確認。
2	協議第4号 合併の時期について	合併の期日	平成15年4月1日を目途に協議を進めていくものとする。	平成14年4月25日、第2回協議会において確認。
3	協議第5号 財産及び公の施設 の取扱いについて	町庁舎、学校、 町有地、公用車、 債権、基金など	下蒲刈町の財産及び公の施設は、すべて呉市に引き継ぐものとする。	平成14年4月25日、第2回協議会において確認。
4	協議第6号 議会の議員の 定数及び任期 の取扱いにつ いて	議員の定数及び 任期	下蒲刈町の議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項の規定により、呉市議会議員の定数を1人増加し、その1人を下蒲刈選挙区において選挙すべき市議会議員の数として増員選挙を行うものとする。	平成14年4月25日、第2回協議会において確認。
5	協議第7号 農業委員会の 取扱いについ て	委員の定数及び 任期	<p>下蒲刈町の農業委員会は、呉市農業委員会に統合するものとする。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項の規定を適用し、下蒲刈町農業委員会の選挙による委員は、両市町の長が別に定めた数（4人）の者に限り、呉市農業委員会の委員の在任期間に合わせ引き続き在任するものとする。</p> <p>町の選挙による委員の数が、両市町の長が別に協議して定めた数（4人）を超える場合は、町において選挙による委員の互選により、在任する者を定めるものとする。</p> <p>両市町の長が協議して定めた数の決め方 市町の農業委員会選挙人名簿登載数により按分調整し決定していくものとする。</p>	平成14年5月23日、第3回協議会において確認。

	協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
6	協議第 8 号 地方税の取扱いについて	個人町民税，法人町民税，固定資産税，特別土地保有税，軽自動車税，たばこ税，都市計画税など	地方税は，呉市の制度に統一する。 ただし，両市町で税率の異なるものについては，市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し，合併する日が属する年度及びこれに続く 5 カ年度は不均一課税を実施する。 詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 4 のとおり	平成 14 年 4 月 25 日，第 2 回協議会において確認。
7	協議第 9 号 一般職の職員の身分の取扱いについて	町職員の身分	下蒲刈町の定数内の職員は，すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。 ただし，職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないように公正に取扱うものとし，その細目は，両市町の長が別に協議して定める。	平成 14 年 4 月 25 日，第 2 回協議会において確認。
8	協議第 10 号 特別職の身分の取扱いについて	特別職（町長，助役，収入役，教育長）の身分	下蒲刈町の特別職の身分の取扱いについては，両市町の長が別に協議して定める。	平成 14 年 4 月 25 日，第 2 回協議会において確認。
9	協議第 11 号 行政組織機構の取扱いについて	行政組織，機構	下蒲刈町役場は，支所とする。 ただし，支所の組織については，住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し，段階的に再編，見直しを図る。 下蒲刈町に置かれている附属機関は，廃止するが，合併後の附属機関のあり方については，必要により下蒲刈町と協議するものとする。	平成 14 年 4 月 25 日，第 2 回協議会において確認。
10	協議第 12 号 一部事務組合等の取扱いについて	安芸南部衛生組合，安芸郡滞納整理組合，呉広域行政事務組合，広島県町村退職手当組合，町村議員共済組合，その他協議会など	下蒲刈町が加入している一部事務組合及び法定協議会については，合併の前日をもって脱退する。 ただし，下蒲刈町が加入している安芸南部衛生組合については，呉市が下蒲刈町の地位を継承する方向で検討する。	平成 14 年 4 月 25 日，第 2 回協議会において確認。

	協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
11	協議第 13 号 使用料・手数料等の取扱いについて	戸籍・住民票・印鑑等証明書交付手数料，税務手数料，各種施設使用料，し尿・ごみ収集処理手数料，水道料金，下水道（集落排水）使用料など	手数料は，呉市の制度に統一する。 使用料は，呉市の制度に統一する。 ただし，下蒲刈町のコミュニティ関係，保健福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については，現行のとおりとする。また，水道料金や下水道（集落排水事業）使用料については，今後，公平性の観点から呉市の基準をもとに調整を図っていくものとする。	平成 14 年 4 月 25 日，第 2 回協議会において確認。
12	協議第 14 号 公共的団体等の取扱いについて	社会福祉協議会，商工会，漁業協同組合，老人クラブ連合会，女性会，文化協会，体育協会など	公共的団体等については，合併後一元化することが望ましいものもあることから，それぞれの実情を尊重しながら，下記のとおり調整に努める。 1) 両市町に共通している団体は，合併時に統合するよう調整に努める。 2) 独自の目的を持った団体は，自主的な判断に委ねる。 3) 統合に時間を要する団体は，将来統合するよう調整に努める。	平成 14 年 4 月 25 日，第 2 回協議会において確認。
13	協議第 15 号 各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて	老人クラブ連合会，女性会，子ども会等補助金など	各種団体等に交付している補助金等については，合併後統一を図ることが望ましいものもあることから，それぞれ過去の経緯や実情を尊重しながら，下記のとおり調整に努める。 1) 両市町における同一又は同種の補助金等については，合併時に統合するよう調整する。 2) 両市町独自の補助金等については，従来の実績を尊重し，市域全体の均衡を保つよう調整する。	平成 14 年 4 月 25 日，第 2 回協議会において確認。
14	協議第 16 号 町字名の取扱いについて	町字名の調整	下蒲刈町の町字名については，下蒲刈町の意向を尊重する。	平成 14 年 4 月 25 日，第 2 回協議会において確認。
15	協議第 17 号 慣行の取扱いについて	町の花木，成人式，出初式，各種行事など	成人式及び消防出初式は，呉市の制度に統一する。	平成 14 年 4 月 25 日，第 2 回協議会において確認。

行政制度等に関する協議事項

	協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
16	各種事務事業の取扱いについて		下蒲刈町の各種事務事業については、原則として呉市の制度を適用、又は呉市の制度に統一する。ただし、従来からの経緯、実情を考慮し、住民生活に支障等を来さないよう調整していくものとする。	
	協議第 19 号 福祉制度の取扱いについて	児童，母子・父子，障害者，高齢者，生活保護・低所得者福祉など	原則として呉市の制度を適用するものとする。 ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。 福祉制度については、呉市福祉事務所を中心に県の福祉事務所等と連携し対応していくものとする。 詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 5 ～ 2 0 のとおり	平成 1 4 年 5 月 2 3 日，第 3 回協議会において確認。
	協議第 20 号 国民健康保険事業の取扱いについて	賦課方式，料（税）率，給付内容など	原則として呉市の制度に統一するものとする。 詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 1 9 のとおり	平成 1 4 年 5 月 2 3 日，第 3 回協議会において確認。
	協議第 21 号 介護保険事業の取扱いについて	保険料，給付・提供サービス内容など	原則として呉市の制度に統一するものとする。 ただし、下蒲刈町地域のサービス事業の充実に努めるものとする。 詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 1 8 のとおり	平成 1 4 年 5 月 2 3 日，第 3 回協議会において確認。
	協議第 22 号 保健・医療制度の取扱いについて	各種保健事業，予防，救急医療，公立下蒲刈病院など	原則として呉市の制度を適用するものとする。 ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。 公立下蒲刈病院については、呉市が引き継ぐものとする。 ただし、運営形態等については、両市町の長が協議して定めるものとする。 保健・医療制度については、呉市保健所を中心に県の呉地域保健所等と連携し対応していくものとする。 詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 2 1 ～ 2 8 のとおり	平成 1 4 年 5 月 2 3 日，第 3 回協議会において確認。

協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
協議第 23 号 環境事業の取 扱いについて	環境保全事業 ・し尿・ごみ 収集処理方法 や体制，助成 制度，安芸南 部衛生組合， 火葬場など	<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。 ただし，安芸南部衛生組合で実施しているし尿・ごみの収集処理体制（料金も含む）については，当分の間，現行のとおりとする。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 2 9 ~ 3 1 のとおり</p>	平成 1 4 年 5 月 2 3 日，第 3 回協議会 において確認。
協議第 24 号 商工業・観光 の振興につい て	各種振興事業， 助成制度・融 資事業，広域 観光の振興な ど	<p>個別事業・制度等については，下蒲刈町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。 各種観光施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努めるものとする。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 3 2 ~ 3 5 のとおり</p>	平成 1 4 年 6 月 2 1 日，第 4 回協議会 において確認。
協議第 25 号 農林水産業の 振興について	各種基盤整備， 振興事業など	<p>個別事業・制度等については，下蒲刈町地域の農林水産事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。 農林道，水路，ため池，森林，各種振興施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努めるものとする。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 3 6 ~ 4 0 のとおり</p>	平成 1 4 年 6 月 2 1 日，第 4 回協議会 において確認。
協議第 26 号 まちづくり建 設事業につい て	道路，公園， 住宅，港湾， 漁港整備など	<p>個別事業・制度等については，下蒲刈町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。 下蒲刈町が現在取り組んでいる「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づく個性あるまちづくり方針を引き継ぎ，地域の振興に努めるものとする。 町道，公園，住宅，港湾，漁港施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努めるものとする。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 4 1 ~ 4 4 のとおり</p>	平成 1 4 年 6 月 2 1 日，第 4 回協議会 において確認。

協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
協議第 27 号 学校教育・文化・ スポーツの振 興について	学校教育，生 涯学習の推進， 女性政策，文 化・スポーツ 振興など	<p>個別事業・制度等については，下蒲刈町地域の学校教育・社会教育・文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> <p>下蒲刈町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備された三之瀬地区の歴史文化施設群については，呉市が引き継ぎ，適切な管理運営に努めるものとする。</p> <p>学校教育施設，文化・スポーツ施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努めるものとする。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 4 5 ~ 4 9 P 5 3 ~ 5 7 のとおり</p>	平成 1 4 年 6 月 2 1 日，第 4 回協議会 において確認。
協議第 28 号 自治組織，国 コミュニティ の振興等につ いて	自治組織，国 際交流・協力， 広報・広聴活 動，相談事業 など	<p>個別事業・制度等については，下蒲刈町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 5 0 ~ 5 2 P 6 0 ~ 6 3 のとおり</p>	平成 1 4 年 6 月 2 1 日，第 4 回協議会 において確認。
協議第 29 号 水道事業（簡 易水道事業） の取扱いにつ いて	料金，賦課・ 徴収，基盤整 備・維持補修 など	<p>下蒲刈町の簡易水道事業は，現行のとおり呉市に引き継ぐものとする。</p> <p>水道料金及び新設分担金については，合併時に呉市の基準に統一するものとする。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 6 4 のとおり</p>	平成 1 4 年 6 月 2 1 日，第 4 回協議会 において継続協議。
協議第 30 号 下水道事業 （集落排水事 業）の取扱い について	使用料，助成 制度，基盤整 備・維持補修 など	<p>下蒲刈町の農業集落排水事業及び漁業集落排水事業は，現行のとおり呉市が引き継ぐものとする。</p> <p>使用者加入金は現行のとおりとする。また，使用料については，下蒲刈町の整備計画及び事業進捗状況，財政計画等を総合的に判断し，合併時に呉市の料金体系に準ずるよう調整を図っていくものとする。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 6 4 のとおり</p>	平成 1 4 年 6 月 2 1 日，第 4 回協議会 において継続協議。

協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
協議第 31 号 消防・防災体制整備について	消防・救急体制，消防団組織，防災対策，交通安全対策など	<p>原則として呉市消防本部体制により，対応していくものとする。</p> <p>下蒲刈町地域の消防・救急については，合併後，当面，現在の呉市消防救急体制により対応していくものとする。</p> <p>また，速やかに出張所等の施設整備を図り，安芸灘諸島地域の常備消防体制の整備に努めるものとする。</p> <p>下蒲刈町の消防団は，全団員を呉市の消防団組織に統合し，再編整備していくものとする。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 6 5・6 6 のとおり</p>	平成 1 4 年 6 月 2 1 日，第 4 回協議会において確認。
協議第 32 号 バス運行事業の取扱いについて	生活バス交通の確保，敬老優待制度など	<p>下蒲刈町の町内バス及びスクールバスについては，引き続き運行するものとする。</p> <p>ただし，運行形態については，引き続き協議を行うものとする。</p> <p>敬老及び身障優待乗車は，呉市の制度を適用するものとする。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 6 7 のとおり</p>	平成 1 4 年 6 月 2 1 日，第 4 回協議会において確認。
協議第 33 号 安芸灘大橋有料道路通行料軽減対策事業の取扱いについて	通行回数券購入に対する助成（通勤・通学）など	<p>下蒲刈町の現行制度を呉市が引き継ぎ，実施するものとする。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 6 7 のとおり</p>	平成 1 4 年 6 月 2 1 日，第 4 回協議会において確認。
協議第 34 号 電算システムの取扱いについて	住民基本台帳，戸籍事務等の電算処理システムの統一，情報化推進など	<p>下蒲刈町の電算システムは，合併時に呉市の電算システムに統合し，住民サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとする。</p> <p>詳細は別添資料「呉市・下蒲刈町行政制度調整調書」P 5 8・5 9 のとおり</p>	平成 1 4 年 6 月 2 1 日，第 4 回協議会において確認。

新市建設計画の作成に関する協議事項

	協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
17	協議第 18 号 新市建設計画 について	合併後のまち づくりビジョ ン，事業計画 作成	<p>合併後の建設計画は，別添の「呉市・下蒲刈町合併建設計画（まちづくりビジョン）」に定めるところによるものとする。</p> <p>第 2 回合併協議会で「呉市・下蒲刈町合併建設計画（素案）」（まちづくりビジョン）を提案。</p> <p>地域振興事業については，市町及び県と協議中である。</p>	

呉市・下蒲刈町合併建設計画（案）
（まちづくりビジョン）

呉市・下蒲刈町合併協議会

目 次

1	計画策定の方針	1
1	1 計画策定の趣旨	1
2	2 計画の構成	1
3	3 計画の期間	1
2	呉市・下蒲刈町の概況	2
1	1 現況	2
2	2 呉市と下蒲刈町との結びつき	4
3	3 下蒲刈町のまちづくりの特色	5
3	合併の必要性と効果	6
1	1 合併の必要性	6
2	2 合併の効果	8
4	まちづくりの基本方針	10
1	1 新しいまちづくり	10
2	2 呉市の役割	10
3	3 下蒲刈町の役割	10
4	4 下蒲刈町地域各地区の特性と土地利用の方針	11
5	まちづくり計画	13
1	1 保健・医療・福祉の充実	13
2	2 生活環境の整備	13
3	3 産業の振興	15
4	4 道路・交通体系の整備	17
5	5 教育の充実・文化の振興	17
6	6 行政運営の効率化	18
6	公共施設の統合整備	19
7	財政計画	20

1 計画策定の方針

1 計画策定の趣旨

呉市・下蒲刈町合併建設計画（まちづくりビジョン）（以下「まちづくりビジョン」という。）は、第2次下蒲刈町長期総合計画及び「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりを継承するとともに、第3次呉市長期総合計画を踏まえて、呉市と下蒲刈町の合併に伴う「まちづくりの基本方針」を定め、総合的な「まちづくり計画」の策定を行うものです。また、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域のさらなる発展を図るための新しいまちづくりの基本的指針となり、具体的な施策の方向を示していくものです。

2 計画の構成

まちづくりビジョンは、次の項目で構成しています。

- 「1 計画策定の方針」
- 「2 呉市・下蒲刈町の概況」
- 「3 合併の必要性和効果」
- 「4 まちづくりの基本方針」
- 「5 まちづくり計画」
- 「6 公共施設の統合整備」
- 「7 財政計画」

3 計画の期間

「まちづくりの基本方針」は、長期的展望に立ったものとし、「まちづくり計画」は、平成15年度から平成24年度までの10カ年計画とします。

2 呉市・下蒲刈町の概況

1 現況

(1) 位置・特性

呉市

広島県の西南部，東経132°34'，北緯34°14'に位置する瀬戸内海に面した気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

市域面積は146.37km²，その内54%が山林であり，平たん地が少なく，海まで張り出した山塊によって市街地が各地区に分断されています。臨海部は重工業地帯で占められ，急傾斜地に民家が密集した特異な土地利用形態となっており，また，内陸部の丘陵地は，住宅地，農地等として利用されています。

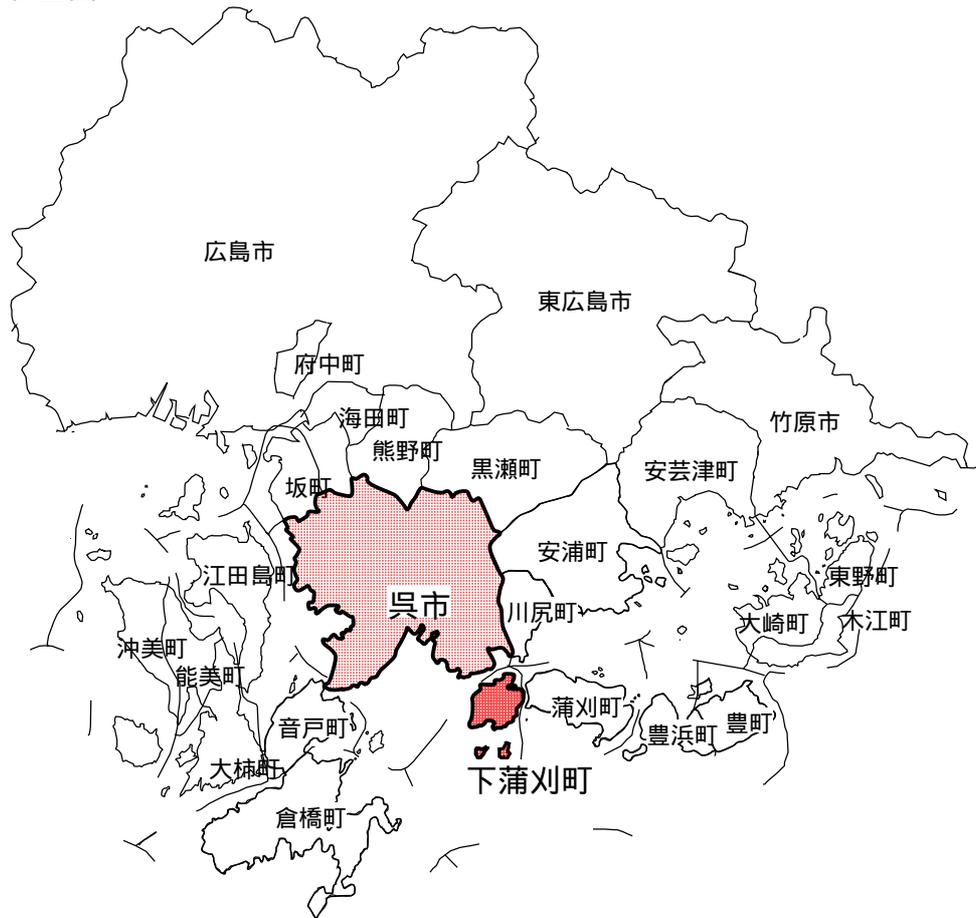
一方，こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ，灰ヶ峰，休山等からの瀬戸内の美しい島々や二河峡，二級峡の多彩な峡谷美の景観は，貴重な観光資源として，また市民の憩いとレクリエーションの場としても親しまれています。

下蒲刈町

広島県の南端，呉市仁方町の南東海上約5kmに位置し，瀬戸内海に浮かぶ下蒲刈島と上黒島，下黒島，ヒクベの属島からなる総面積8.71km²の町です。北に呉市・川尻町，東に蒲刈町，西に音戸町・倉橋町とそれぞれ海をはさんで隣接しています。四方を海に囲まれ，南には遠く四国連峰を臨み，多島海独特の風光明媚な景観や緑豊かな自然など都市部にはない恵まれた環境です。島しょ部特有の急傾斜地域が多く，標高275mの大平山の山系から連なる山裾の限られた地域，すなわち下島，三之瀬，大地蔵集落の立地する地域が平たん地となっています。このように平たん地は少ないが，急傾斜地と瀬戸内海性の温暖な気候を利用し，基幹農作物として柑橘類（みかん，レモン）やイチゴを栽培するなど大きな恩恵を受けています。

また，離島故に隔絶性など厳しい立地条件にありましたが，平成12年1月に「安芸灘大橋」が完成・供用開始され，地域産業の振興，町民の利便性や定住条件の向上など，豊かな自然と歴史を活かした新しい魅力あるまちづくりに大きく寄与しています。

位置図



(2) 歴史

呉市

明治19 (1886) 年	第二海軍区軍港に指定
明治22 (1889) 年	呉鎮守府開庁
明治35 (1902) 年	和庄町・荘山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し市制施行
明治36 (1903) 年	呉海軍工廠設立
昭和 3 (1928) 年	吉浦町・阿賀町・警固屋町の3町を編入
昭和16 (1941) 年	広村・仁方町の2町村を編入
昭和26 (1951) 年	呉港が重要港湾に指定され、翌年呉市が港湾管理者となる。
昭和31 (1956) 年	天応町・昭和村・郷原村の3町村を編入 (人口 約21万人)
平成 6 (1994) 年	呉市と周辺12町が呉地方拠点都市地域に指定
平成12 (2000) 年	特例市に指定
平成14 (2002) 年	市制施行100周年

下蒲刈町

中世頃	瀬戸内海の交通・交易が盛んで、多賀谷水軍が勢力を持ち、丸屋城を築くなど、往来船舶の停泊地として栄える。
江戸時代	三之瀬に本陣・番所・茶屋が整備され、参勤交代の西国大名の船、朝鮮・琉球・オランダ等の使節団が立ち寄るなど大繁栄する。
明治22 (1889) 年	蒲刈島村発足 (現在の下蒲刈町と蒲刈町の全域)
明治24 (1891) 年	上蒲刈村が分村し、向地区を含め下蒲刈村が新たに誕生
昭和22 (1947) 年	向村が分村。上黒島、下黒島、ヒクベ地域を加え下蒲刈村を形成
昭和37 (1962) 年	町制施行 (人口 約5千人)
平成12 (2000) 年	「安芸灘大橋」完成

2 呉市と下蒲刈町との結びつき

呉市及び下蒲刈町における国及び県の事務処理は、同一の管内（呉圏域）で処理するようになっていきます。具体的には、次のとおりです。

（１）呉市と下蒲刈町は、呉地方拠点都市地域の指定（平成６年９月）を契機に人材育成、地域間交流、教養文化活動等のソフト事業を共同して実施するため、呉広域市町村圏としてふるさと市町村圏の選定を受け、一部事務組合である「呉広域行政事務組合（１市８町で構成）」（昭和４７年設立の呉広域市町村圏振興協議会を発展解消）を平成７年８月に設立しています。

（広域行政圏域の見直しに伴い、江能広域市町村圏との統合がなされ、平成１３年４月、新たに「呉広域行政事務組合（１市１２町で構成）」がスタートしています。）

（２）広島県は、平成１３年４月、主要な地方機関を統合し、地域の総合的な行政機関として県内を７つの地域事務所に再編し、交通網や情報通信網の発達による日常生活圏や経済圏の拡大に対応した行政サービスの的確な提供を行うこととしました。

下蒲刈町は、従前どおり呉地域事務所の管轄区域にあり、県税、福祉・保健、土木、農林事務等は、呉市と同一の管内です。

（３）教育事務所、警察署管轄区域（広警察）、さらに国の機関である社会保険事務所の区域も同一の管内となっています。

（４）衆議院議員選挙区を始め、その他広島県が定めた「地域指定区分」においては、そのほとんどが呉市と同一の圏域です。

（５）安芸灘諸島連絡架橋の玄関口となる「安芸灘大橋」が平成１２年１月に完成・供用開始され、地域住民の利便性を始め、地域の振興に寄与し、従前にも増して呉市がより身近なものになっています。

3 下蒲刈町のまちづくりの特色

下蒲刈町は、瀬戸内海の海上交通の要衝として海駅がおかれ、多賀谷衆など水軍の活躍や、善隣友好使節団である朝鮮通信使の寄港地（12回来日したうち11回立ち寄ったといわれる。）として、歴史と伝統を持つ由緒ある町です。

現在は、「文化と歴史の掘り起こし」と瀬戸内の豊かな自然と日本の伝統文化を活かした全島庭園化事業「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりを推進し、特に三之瀬地区には、富山県砺波地方の代表的な商家造りである「旧有川邸」を朝鮮通信使資料館『御馳走一番館』、山口県上関町の商家「旧吉田邸」を『あかりの館』、広島県宮島町の町屋「旧木上邸」を『陶磁器館』としてそれぞれ移築復元し、また、海上交通において重要な役目を果たした御番所も復元しています。

さらに、『蘭島閣美術館』、『蘭島閣美術館別館』（寺内萬次郎の作品を常設展示）、『白雪楼』（漢学研鑽の場として利用された）、『昆虫の家』（旧竹本邸：島内に生息する多種多様な昆虫たちの標本）、『三之瀬御本陣』の復元、『長雁木』（福島雁木ともいう。）を始め、伝統ある日本建築物、日本庭園、石畳など、自然を活かすとともに、文化と歴史の香る施設整備を進め、安芸灘大橋開通による安芸灘島しょ部の玄関口として、また瀬戸内文化の拠点として、特色あるまちづくりを目指しています。

3 合併の必要性と効果

1 合併の必要性

(1) 交通機関の発達と生活圏の一体化

今日の社会経済的な変化，特に交通網や情報通信手段の発達などにより，人々の生活は住んでいる市町村の枠を越えてはるかに広域化しています。その結果，生活圏と行政区域との乖離から種々の問題が生じ，生活圏全体を対象とした一体的・総合的な都市経営が求められています。

なかでも，呉市と下蒲刈町とは，通勤・通学圏，商圈，医療圏など，住民の日常生活圏が一体化しており，既に同じ「まち」ともいえるほどになっています。

(表1 通勤・通学状況(15歳以上):平成12年国勢調査) (人・%)

区分	町内		第1位		第2位		第3位				
通勤	662	69.0	呉	226	23.5	蒲刈	27	2.8	川尻	15	1.6
通学	14	14.3	呉	59	60.2	広島	15	15.3	黒瀬	4	4.1

図 通勤

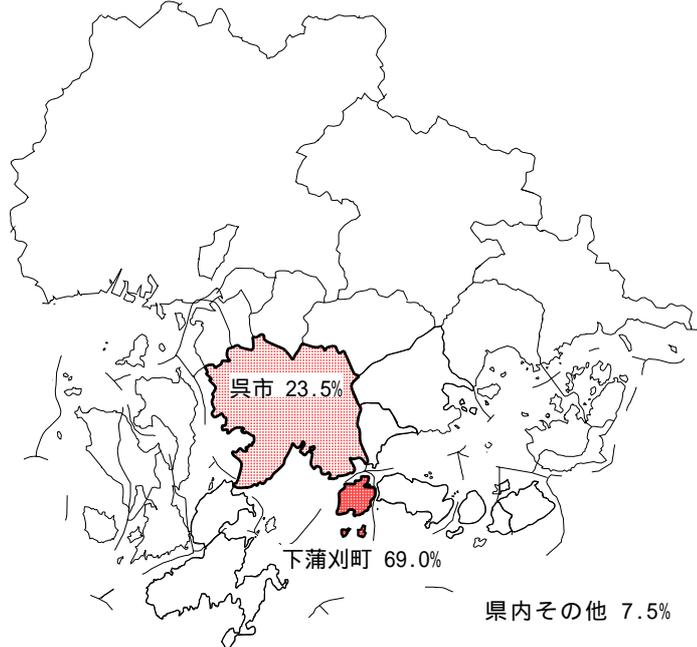


図 通学



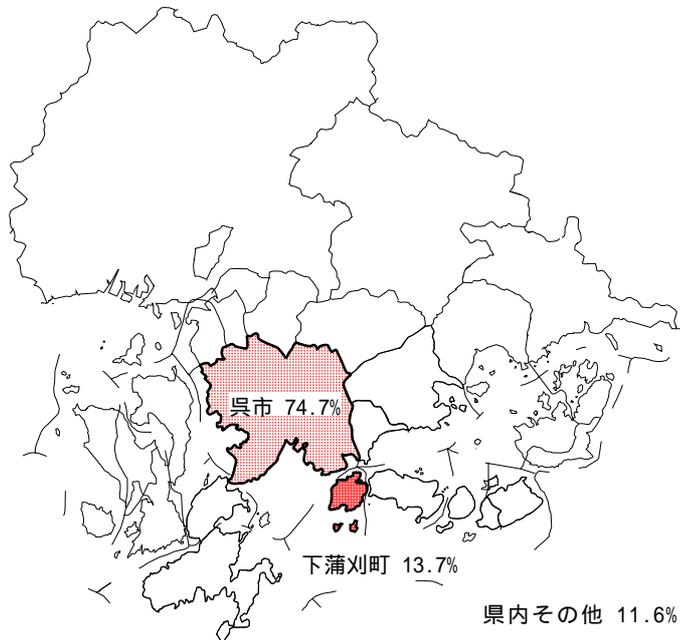
(表2 商圈：平成12年度広島県商圈調査)

(%)

区分	町内	第1位	第2位	第3位
買回品	13.7	呉	74.7	広島
最寄品	58.3	呉	36.3	広島

図 買回品

図 最寄品



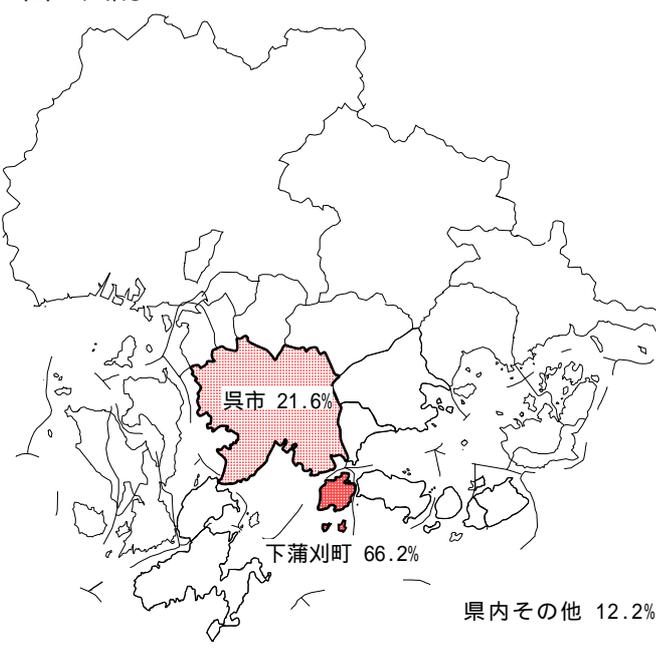
(表3 医療圏：平成7年広島県患者調査)

(人・%)

区分	町内	第1位	第2位	第3位
通院	74.4	呉	21.6	川尻
入院	66.2	呉	21.6	広島

図 通院

図 入院



(2) 地方分権，高齢化に備えた行財政能力の強化

21世紀は「福祉の時代」，「地方分権の時代」ともいわれ，少子・高齢化の急速な流れの中で，少子化に伴う人口減対策と高齢化に伴う福祉・保健施策の充実等が大きな課題であるとともに，各地域の創意工夫による個性的な魅力あるまちづくりが求められています。

こうした時代背景の中で，都市経営を効果的・効率的に実施するため，行財政基盤の整備・強化を推進する必要があります。そして，合併はそのための有力な手段であると考えられます。

(3) 広域行政と合併

広域市町村圏を単位とし，一部事務組合等の広域行政制度を活用した事務の共同処理を幅広く行う広域行政は，一定の成果も上がっていますが，総合的な行政主体として，迅速・的確な意思決定や事業展開をするためには，単一の自治体であることが最適であると考えられています。

2 合併の効果

(1) 広い視野でのまちづくり施策展開と個性的な地域づくり推進

平成12年1月，安芸灘大橋の開通に伴い，島しょ部と本土との一体化が促進され，各種事業の一体的，効率的な整備が可能となっています。

特に，下蒲刈町は，豊かな自然環境に恵まれており，蘭島閣美術館や松濤園などの文化施設や，梶ヶ浜海水浴場や観松園などの観光レジャー施設などが整備されています。こうした「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりの方針を受け継ぎ，豊かな自然の中で，文化と歴史を活かした環境整備を進め，安芸灘島しょ部の玄関口，海辺の迎賓エリアとして，また，瀬戸内文化の拠点として，さらに魅力あるまちづくりが実現できます。

(2) 各種サービスの充実による住民の利便性の向上

日常生活圏と行政区域が一致することにより，窓口サービスや保育所等の施設利用など，様々な公共施設の利用が広域的に可能となります。

また，下蒲刈町地域には，各種のサービス（福祉，保健，環境，産業，まちづくり，教育・文化，消防・防災などの分野）が新たに適用されます。

さらに，広域的な連携による高齢者福祉施設，老人保健施設，介護療養型病床群や，文化・スポーツ施設などの整備が促進されるとともに，充実したサービスの提供が可能となります。

(3) 道路網などの生活インフラの整備促進

現在，両市町で進められている道路交通網，港湾，公園などの環境整備を合併建設計画に位置づけることにより一層整備が促進され，また，合併に伴う行財政基盤の強

化により，重点的な投資が可能となり，各種インフラ整備がそれだけ早く実現できます。

(4) 消防・救急，防災体制の強化

平成13年3月に芸予地震が起こり，災害に対する体制整備が再認識されたところですが，下蒲刈町地域においても，消防・救急・防災面の充実の必要性が強く求められるようになりました。消防に関しては，現在，下蒲刈町に常備消防設備はなく，地元消防団組織により対応しており，また，救急に関しては，公立下蒲刈病院の救急搬送車両により初期対応しています。今後は，呉市の消防署及び出張所との連携，さらには，新たな出張所の設置などにより，消防・防災体制や救急体制の整備，充実が促進されます。

(5) 両市町の一層の発展

呉市は，特例市に指定されており，広島県第3位の人口を擁する都市ですが，合併を行うことで，さらに活力を増し，一層発展したいと考えています。

下蒲刈町にとっては，合併に伴う多数の新規行政制度の適用や，合併建設計画の実施などによって，合併しない場合よりも速やかに住民福祉の向上と地域発展を実現することができますし，新しい呉市の一翼を担うことで，より大きな発展が期待できます。

4 まちづくりの基本方針

1 新しいまちづくり

呉地方拠点都市地域（平成6年指定・1市12町）を構成する呉市と下蒲刈町は、瀬戸内海国立公園のほぼ中央に位置し、瀬戸内海に面している地理的条件を活かしながら、呉市を中心とした高次都市機能や産業業務機能等を強化し、中国・四国地域における「瀬戸内海洋拠点都市」の役割を担う個性豊かな地域として発展を目指します。

広島呉道路（クエアライン）、東広島呉自動車道を始めとした高速交通機能など、「海・陸・空」の総合的な交通ネットワークを強化するとともに、情報ネットワークを活用し、広島・呉・東広島のトライアングル発展地域の一角を担います。

呉市を中心とした重工業の集積に加え、研究・開発など新産業の育成を図るとともに、瀬戸内海地域における豊かな自然を享受する魅力ある居住環境の整備を進めます。

また、点在している瀬戸内海の文化と歴史の地域資源を有機的に結びつけるとともに、総合的な観点に基づき、文化、スポーツ、観光、教育、保健・医療・福祉などの整備、向上に努め、一体的な地域振興を行います。

すでに、一体的な日常生活圏を形成している呉市と下蒲刈町は、第2次下蒲刈町長期総合計画及び「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づくまちづくりを継承するとともに、第3次呉市長期総合計画を踏まえ、一つの自治体になることにより、「瀬戸内海洋拠点都市」として、地域のさらなる発展を目指します。

2 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性を確保するとともに、市域内外の連携、交流を促進するため、総合的な交通ネットワークの整備など、高次都市機能や産業業務機能等を強化し、呉市の地域拠点性の向上及び地域の発展を図ります。

3 下蒲刈町の役割

平成12年には、下蒲刈町・川尻町間の安芸灘大橋が開通しており、今後、安芸灘諸島連絡架橋3号橋の整備を促進することにより、安芸灘諸島が陸続きとなります。

定住機能の確保と島しょ部の活性化を図るため、下蒲刈町は、安芸灘島しょ部の玄関口にあたる地域として、本地域の行政機能の充実や医療・保健などのサブ拠点の役割を担うことが期待されています。

また、蘭島閣美術館、松濤園などの文化ゾーンを始め、瀬戸内海の文化と歴史を活かし、新呉市の瀬戸内迎賓エリアとして、地域の発展を図ります。

瀬戸内海の文化・迎賓拠点のまちづくり

蘭島閣美術館や松濤園を拠点とした瀬戸内歴史文化回廊ネットワークの整備
文化施設周辺におけるいやしの空間、海のみえる景観の整備

安芸灘地域の玄関口及び医療・保健サブ拠点のまちづくり

医療・保健サブ拠点の整備

安芸灘諸島地域との連携による行政機能の充実、整備

瀬戸内の豊かな自然環境と生活環境の調和・魅力ある住宅エリアのまちづくり
生活環境基盤の整備とコミュニティ拠点の整備

4 下蒲刈町地域各地区の特性と土地利用の方針

土地利用に当たっては、地域の社会的、経済的、自然的条件等に配慮しながら、生活環境を確保し、瀬戸内海の文化と歴史を活かした地域の発展を図ることを基本とし、瀬戸内海洋拠点都市の医療・保健のサブ拠点として整備することが必要です。

安芸灘地域の玄関口として、周辺地域との連携を図り、下蒲刈町地域を総合的かつ計画的に整備するための各地区の特性と、土地利用の方針は次のとおりです。

【下島地区】

海と文化と歴史エリアの玄関口及び良好な居住環境ゾーン

安芸灘地域の玄関口として、安芸灘大橋開通に伴う都市的機能の集積、自然環境と調和したレクリエーション施設の整備など、周辺地域との連携を図りながら、安芸灘地域の魅力を強化し、交流人口の増加を図ります。

農業生産基盤を整備し、柑橘栽培などを通じた特産品の開発、農業体験などの多様なソフトの充実を図ります。

生活道路の整備、公園やコミュニティ施設の充実など、生活密着型サービスの充実を図るとともに、農業集落としての特性を活かし、海辺の快適な居住空間を目指します。

【三之瀬地区】

瀬戸内海の文化・迎賓拠点及び医療・保健サブ拠点ゾーン

瀬戸内海の景観に恵まれた地理的条件を活かしながら、蘭島閣美術館や松濤園など、既存の文化施設機能の充実を図り、呉市における海辺の文化・迎賓拠点としての役割を担います。

医療・保健のサブ拠点として機能の充実に努めるとともに、行政機能の充実を図り、支所を整備するなど、地域密着型サービスの展開を図ります。

【大地蔵地区】

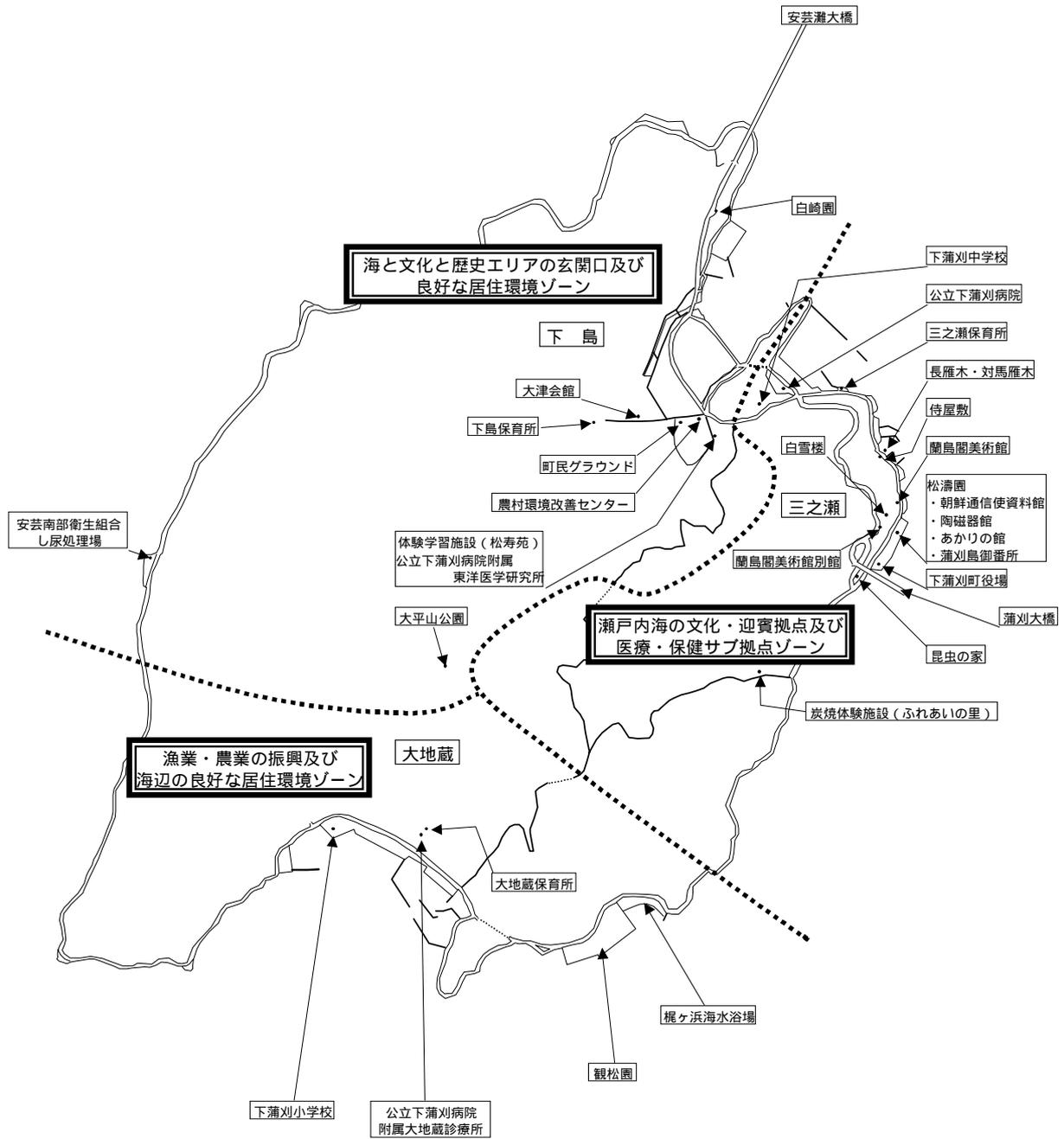
漁業・農業の振興及び海辺の良好な居住環境ゾーン

豊かな自然環境と観光資源としての漁業、農業を活かした多様なソフトの充実、特産品の開発、加工などの展開を図ります。

周辺地域と連携を図りながら、既存のマリン・レクリエーション施設の充実、活用に努め、瀬戸内海のグルメ体験など、安芸灘地域の魅力を強化し、交流人口の増加を図ります。

生活道路の整備、公園やコミュニティ施設の充実など、生活密着型サービスの充実を図るとともに、漁業集落としての特性を活かし、海辺の快適な居住空間を目指します。

下蒲刈町地域の主な施設及び各地区の土地利用イメージ



5 まちづくり計画

下蒲刈町と呉市との一体化を促進するため、両市町の事業・制度内容について、調整・統一を図るとともに、「まちづくりの基本方針」に基づき、次のような施策を展開します。

1 保健・医療・福祉の充実

少子高齢化や核家族化の進行など、社会情勢の変化に伴い多様化する住民の福祉ニーズに適切に対応し、誰もが安心して生き生きと生活することのできる環境を整備するため、保健・医療・福祉施策の充実に努めます。

特に、下蒲刈町においては、安芸灘地域のサブ拠点として、医療・保健体制の充実に努めるとともに、在宅介護支援センターや居宅支援事業所、デイサービスセンター、ホームヘルプステーション、老人集会所などの機能を有する複合福祉施設の建設を促進します。

また、児童福祉では、社会全体で子育てを支援し、子どもが心豊かに成長していくことのできる環境づくりに努め、多様化する保育ニーズに対応できる機能を充実するとともに、老朽化した保育所施設の整備を促進します。

【主要事業】

事業名	事業の概要	事業主体
福祉施設整備事業	複合福祉施設の建設	市
保育施設整備事業	保育所の整備	市

2 生活環境の整備

(1) 快適な居住空間の形成

人口減少及び高齢化が課題となっており、豊かな自然環境を活かした快適な居住空間を形成し、若者の定住促進に努めるとともに、合併後の地域振興のための基金造成について検討し、自治会等によるコミュニティ活動のより一層の活性化を図りながら、自分の住む地域に愛着と誇りを持つことのできる、人間性豊かなふれあいのある地域社会の形成を目指します。

このため、子どもが安全に遊べる施設として、下島地区に児童公園を整備するとともに、子どもの遊び場、住民の憩いとレクリエーション及び避難の場として、大地蔵地区に緑地広場を整備し、住民の健康、交流の増進と地域コミュニティの形成及び防災機能の向上を図ります。

上流をホタルの里として整備し、下流には炭焼き体験施設等を整備している住吉川は、総合学習等の場として活用されています。この三面をコンクリートで覆われた河川を緑豊かな河川として再生するとともに、散策道などの整備を促進します。

【主要事業】

事業名	事業の概要	事業主体
公園・緑地等の整備	ホタル護岸・散策道整備	県
	児童公園の整備	市
	緑地広場の整備	市

(2) 消防・防災体制の強化・充実

安全で住みよい社会を実現し、市民の生命・財産の安全を確保するため、市民の防災意識の高揚を図るとともに、消防・救急救助、防災体制の強化、充実に努めます。

消防では、周辺町と調整し、出張所の整備を検討するとともに、消防ポンプ車及び可搬ポンプ積載車を更新します。

また、集会施設を併設した消防団詰所を建設するとともに、防火水槽等を整備します。

防災では、下島大川の砂防えん堤の改良等、砂防事業を促進するとともに、浸水対策として排水ポンプ設備を整備し、安全で快適な暮らしのできる環境づくりに努めます。

高潮に対する保全機能の向上及び都市との交流を図るため、塩浜新開において、景観に配慮した護岸及び人工海浜の整備を促進するとともに、冬季荒天時には越波被害が発生する三之瀬地区において、護岸整備及び背後地の文化施設とリンクさせた埋立てによる親水公園の整備を促進します。

【主要事業】

事業名	事業の概要	事業主体
砂防事業	砂防えん堤の修景事業	県
海岸整備事業	護岸及び人工海浜の整備	県
	親水公園の整備	県
	親水護岸の整備	県
消防設備整備事業	消防ポンプ車及び可搬ポンプ積載車等の更新， 防火水槽の整備	市
消防団詰所整備事業	消防屯所，集会施設の整備	市
浸水対策事業	排水ポンプ設備の整備	市

3 産業の振興

(1) 農林業の振興

農業生産基盤や集落環境等を整備するとともに、生産技術の向上、担い手の育成・確保を図り、地域特性を活かした農業の振興に努めます。

少子高齢化や産業の空洞化、流出などの対策として、農村振興総合整備基本計画に基づき、農業集落における農業生産基盤整備、農業生活環境基盤整備、農村交流基盤整備などの事業を実施します。

作物の搬出や集団的農業を容易にするとともに、集落間の連絡道としても位置づけられる農道や、農業の根幹をなす用排水施設、集落排水処理水再利用施設などの生産基盤、農業の振興を支える生活基盤の整備を促進します。

また、林産物の流通合理化を図るとともに、災害時の迂回路としての活用や、山林火災の消火活動を円滑に実施するための林道整備を促進します。

【主要事業】

事業名	事業の概要	事業主体
農村振興総合整備事業	農村振興総合整備基本計画による	市
農業基盤整備事業	農道及び水路等の整備	市
林道整備事業	林道大久保線の舗装	市
	林道池之浦線の開設・舗装	市

(2) 漁業の振興

漁場の整備や漁場環境の維持・保全に努め、漁業生産基盤の整備を図るとともに、栽培漁業の展開や、効率的な漁業経営の確立を支援するなど、漁業の振興に努めます。

円滑な港湾・漁業活動を営むため、丸谷地区において、水域を分離し、浮棧橋等の港湾施設の整備・拡充を促進します。

港内の静穏度を保ち、背後地の住民の生命や財産、公共施設等を守るとともに、漁港全体をより良好な漁場環境とするため、大地蔵地区において、藻場機能を持つ自然調和型の防波堤の建設を促進します。

また、海底清掃や干潟造成の実施により、漁場機能を回復させ、沿岸漁場生産の増大を図るとともに、並型魚礁の設置や自然石の海中への投入設置（築いそ）により、作り育てる漁業を推進し、漁家経営の安定と向上を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の概要	事業主体
港湾修築事業	浮棧橋等の整備	県
水産基盤整備事業	西防波堤の建設	市
	海底清掃	市
	干潟造成	市
	並型魚礁設置	市
漁業経営構造改善事業	築いそ	市

(3) 商業・観光の振興

安芸灘諸島地域の玄関口として、蘭島閣美術館や松濤園を拠点とし、瀬戸内の迎賓文化を活かした観光の魅力づくりに努めるとともに、周辺地域と連携を図り、各地域に点在する瀬戸内海の文化と歴史資源を有機的に結びつけ、瀬戸内文化回廊ネットワークエリアの整備に努めます。

また、市民の協力の下、観光地の運営に必要な担い手（観光ボランティア等）の育成に努め、観光客と市民との交流の機会を拡大するとともに、心温まるきめ細かな受け入れ体制の整備を推進します。

このため、ガーデンアイランド構想を継承し、丸谷地区において、自然と調和のとれた港湾空間として親水公園の整備を促進し、物産販売所や休憩所を整備するとともに、蘭島閣美術館や松濤園などの文化施設周辺の街路灯を整備します。

梶ヶ浜海水浴場や観松園などの既存の施設を活用するとともに、簡易宿泊施設や自然石の突堤を整備し、自然体験やマリンスポーツが楽しめる地域として、交流人口の増加を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の概要	事業主体
観光施設整備事業	親水公園の整備	県
	物産販売所及び休憩所の整備	市
	文化施設周辺の街路灯整備	市
	簡易宿泊施設の整備	市
	自然石突堤の整備	市

4 道路・交通体系の整備

呉地域においては、山陽自動車道、広島空港、新幹線東広島駅など、高速交通体系への接続が十分でなく、活力ある地域社会形成の障害要因にもなっています。また、地域内交通は、呉市を起点とした道路網が形成されていますが、平地が少なく山々によって分断された地形や島しょ部を含んでいるという地理的な特性、呉市域内及び周辺道路の慢性的な渋滞などから、道路・交通体系の整備が必要不可欠かつ喫緊の課題となっています。

このため、合併に伴い拡大する市域の一体性を確保するとともに、呉市の拠点性の向上、地域の更なる発展を目指し、市域内外の連携、交流を支える道路・交通体系の整備を促進します。

高速交通体系へのアクセスの強化を図るため、東広島呉自動車道の整備を促進するとともに、生活道路などの周辺整備事業を実施します。

阿賀マリノポリス地区の機能を強化するとともに、国道185号の慢性的な渋滞を緩和し、東西交通軸の円滑化を図るため、阿賀虹村線の整備を促進します。

下蒲刈町においては、生活バス路線の充実に努めるとともに、安芸灘大橋の開通に伴い、交通量が非常に増大している県道や町道の改良事業を促進することにより、地域住民の利便性及び安全性の向上、交流人口の増加を図ります。

また、蒲刈大橋の塗装及びボルト交換を実施し、安全性の確保及び耐久性の向上を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の概要	事業主体
道路改良事業	主要地方道下蒲刈川尻線	県
	一般県道見戸代大地蔵線	県
	下島大野線	市
	白崎大亀線	市
	三之瀬1号線	市
東広島呉自動車道道路建設促進事業	生活道路等の整備	市
阿賀虹村線整備事業	橋梁建設	市
農道環境整備事業	蒲刈大橋の塗装，ボルト交換	市

5 教育の充実・文化の振興

児童・生徒の教育環境向上のため、学校施設・学習環境の充実を図るとともに、多様化・高度化する市民の学習要求に対応するため、生涯学習施設を整備し、学習機会の提供に努めます。

このため、蘭島閣美術館や松濤園、白雪楼などを活用した文化活動機会の充実を図るとともに、農村環境改善センターを改修し、図書室を拡充します。

【主要事業】

事業名	事業の概要	事業主体
農村環境改善センター改修事業	図書室の拡充	市

6 行政運営の効率化

地方分権の進展，多様化する行政需要に対応するため，効率的・機能的な行政運営を目指して，事務事業や組織機構の見直しを図り，職員の定員管理や資質向上のための研修等の充実に努めるとともに，合併に伴い，本庁・支所間等の連携を強化し，新市において統一的に業務を遂行するため，ネットワーク回線の整備，電算システムの変更等を実施します。

また，土地を有効・高度利用し，災害復旧や境界紛争の未然防止，公共事業の計画・設計や用地買収等の円滑化及び課税の適正化を図るため，地籍調査事業を促進します。

【主要事業】

事業名	事業の概要	事業主体
地籍調査事業	地籍調査の実施	市

6 公共施設の統合整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討・整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所となる旧下蒲刈町役場庁舎については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化等、必要な機能の整備を図ります。

7 財政計画（平成15年度～平成24年度）

1 歳入

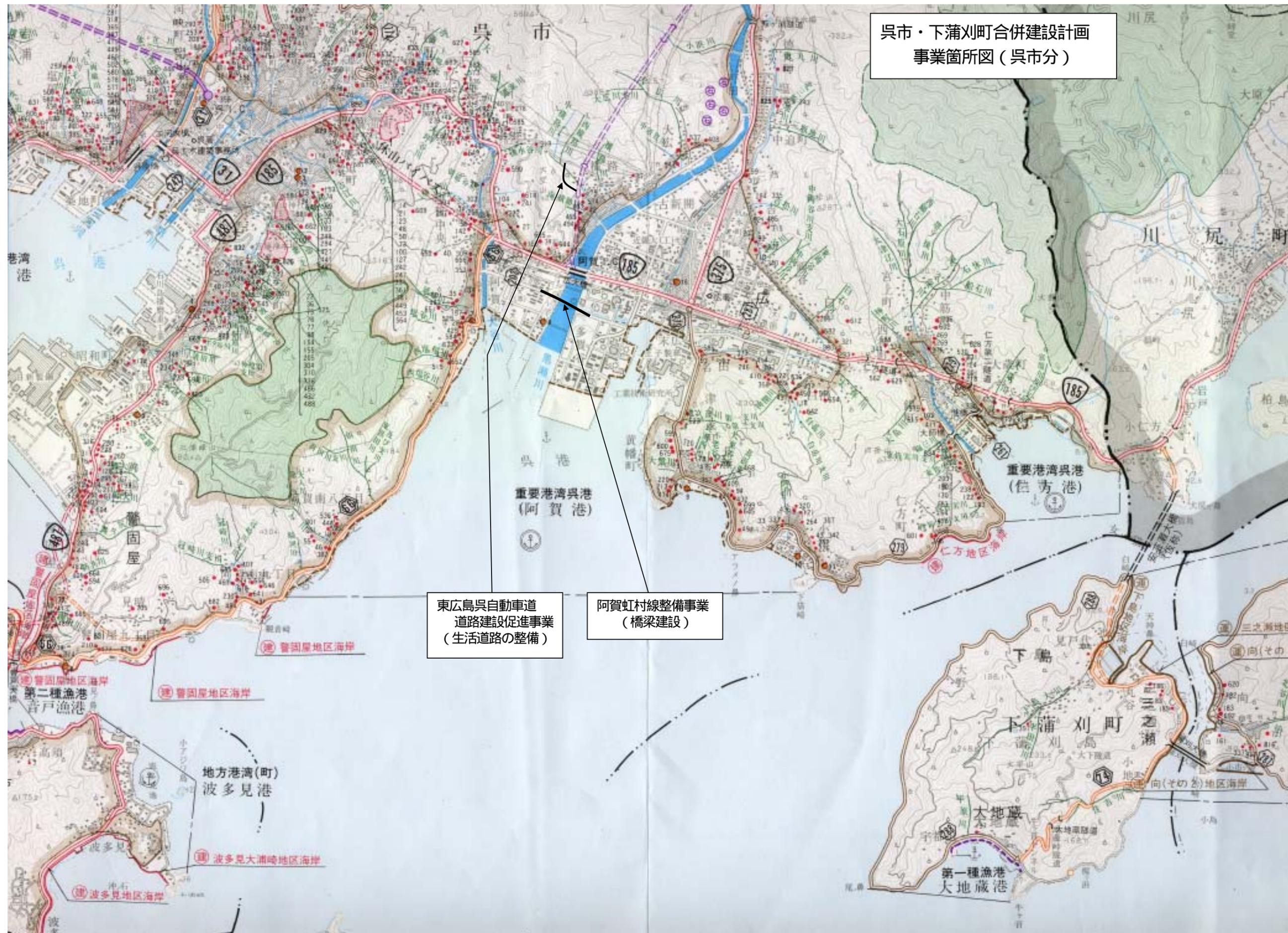
（単位：百万円）

区 分	金 額	備 考
市 税	262,516	市民税，固定資産税，軽自動車税，市たばこ税， 特別土地保有税，都市計画税
地 方 交 付 税	151,546	普通交付税，特別交付税
そ の 他 交 付 金	33,577	地方消費税交付金，利子割交付金，ゴルフ場利用税交付金， 自動車取得税交付金，地方特例交付金等
国・県支出金	142,168	
市 債	68,966	
繰 入 金	6,546	
そ の 他	163,255	地方譲与税，使用料，手数料，分担金，負担金，財産収入， 諸収入
合 計	828,574	

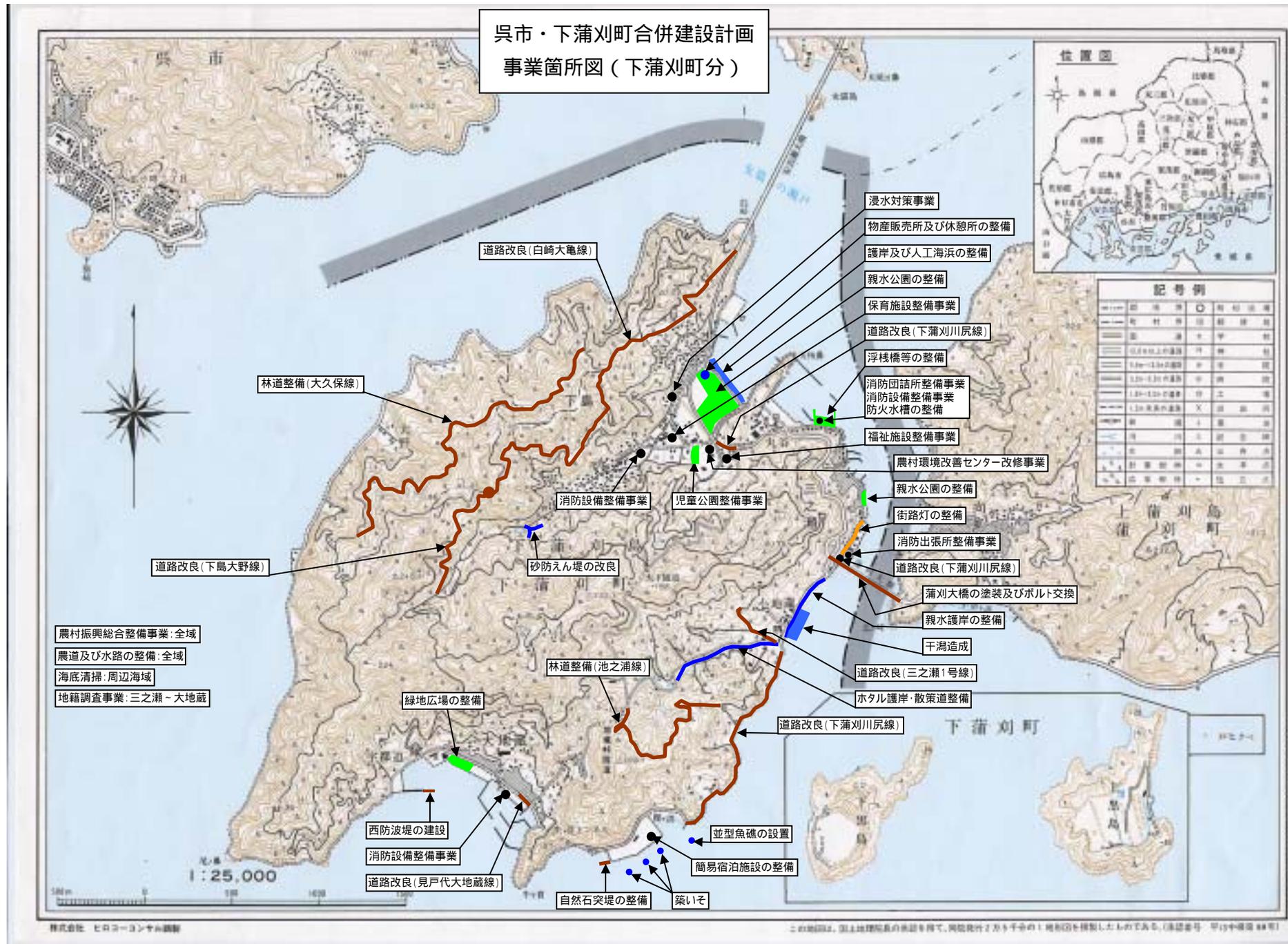
2 歳出

区 分	金 額	備 考
義 務 的 経 費	407,369	
人 件 費	181,084	
扶 助 費	129,944	
公 債 費	96,341	
投 資 的 経 費	142,848	
建 設 事 業 費	142,848	
そ の 他 の 経 費	278,357	
物 件 費	72,752	旅費，需用費，委託料等
維 持 補 修 費	11,523	修繕料，原材料費等
補 助 費 等	43,976	負担金，補助金，報償費等
積 立 金	8,005	
そ の 他	142,101	貸付金，投資及び出資金，繰出金等
合 計	828,574	

呉市・下蒲刈町合併建設計画
事業箇所図（呉市分）



呉市・下蒲刈町合併建設計画
事業箇所図（下蒲刈町分）



呉市・下蒲刈町財政計画説明資料

平成15年度～平成24年度

平成14年7月9日

呉市と下蒲刈町が合併した場合の支援措置

単位:百万円

支援項目		内容	1市8町の支援額総額	下蒲刈町分
国	普通交付税による措置	合併直後の臨時的経費に対する財政措置(特例法第11条)(5年間均等) 上限30億円 対象:電算システムの統一,ネットワーク整備,サービス水準の調整等 (1億円+5千円×合併後人口259,215人)×(1+(9団体-2)/4)=3,839百万円	3,000	367
	特別交付税による措置	市町村合併に対する包括的な特別交付税(1年目5割,2年目3割,3年目2割) 対象:新しいまちづくり,公共料金格差是正,公債費負担格差是正等 (4億円+4千円×増加人口56,068人)×係数1.25=780百万円	780	93
	国費による補助	合併市町村補助金(建設計画に位置づけられた事業に対するもの)(3年間) (呉市分1億円+8町分2.6億円)×3年=1,080百万円	1,080	122
県	合併推進交付金	建設計画に基づいて実施する事業,旧市町村単位の地域振興のための事業など 合併年度とこれに続く5カ年度 5億円+(9団体-2)×2.5億円=2,250百万円	2,250	281
合 計			7,110	863
起 債	合併特例債による措置	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置(特例法第11条の2) 180億円×(合併後人口259,215人/100,000人×係数0+係数1) ×(増加人口56,068人/10,000人×係数0.083+係数1.250)×(2-2/9団体) =54,892百万円(標準全体事業額) 起債充当率95% 交付税措置率70%	54,892	5,758
		合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置 (上限40億円) (3億円×9団体)+(1万円×増加人口56,068人)+(5千円×合併後人口259,215人) =4,557百万円(積立可能額) 起債充当率95% 交付税措置率70%	4,000	479
	過疎債による特例措置	過疎地域活性化のための特例措置(過疎法第33条) 合併により指定からはずれる場合でも過疎対策事業債が認められる。 起債充当率100% 交付税措置率70%		

呉市・下蒲刈町年度別財政計画（普通会計）

（単位：百万円）

区 分	1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	合計
地方税	26,033	26,132	25,973	25,501	25,885	26,209	26,377	26,650	26,838	26,918	262,516
地方譲与税	579	590	602	613	625	637	649	662	674	687	6,318
普通交付税	12,376	14,100	14,400	14,486	14,252	14,071	13,983	13,761	13,647	13,627	138,703
特別交付税	1,425	1,311	1,291	1,265	1,263	1,261	1,259	1,257	1,255	1,256	12,843
交付金	3,634	3,496	3,388	3,350	3,338	3,326	3,312	3,294	3,226	3,213	33,577
分担金・負担金	1,367	1,395	1,424	1,455	1,485	1,516	1,546	1,578	1,610	1,643	15,019
使用料・手数料	2,495	2,519	2,680	2,737	2,762	2,787	2,814	2,840	2,866	2,893	27,393
国庫支出金	10,227	10,423	10,101	10,152	10,332	10,651	10,928	11,440	11,909	12,409	108,572
県支出金	2,965	3,139	3,045	3,147	3,256	3,393	3,442	3,590	3,733	3,886	33,596
財産収入	1,599	1,599	1,598	1,598	1,598	1,598	1,598	1,598	1,598	1,598	15,982
寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	0	0						1,803	2,185	2,558	6,546
繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	10,277	10,149	10,172	10,184	10,174	10,162	10,148	10,132	10,113	7,032	98,543
地方債	11,114	8,906	6,346	6,203	5,986	6,303	6,001	6,037	6,035	6,035	68,966
合 計	84,091	83,759	81,020	80,691	80,956	81,914	82,057	84,642	85,689	83,755	828,574

区 分	1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	合計
人件費	17,331	17,317	17,026	17,717	18,734	17,958	18,359	18,831	18,896	18,915	181,084
扶助費	11,551	11,391	11,236	11,786	12,363	12,983	13,613	14,287	14,995	15,739	129,944
公債費	9,288	9,089	9,568	9,769	9,708	9,749	9,794	9,666	9,775	9,935	96,341
義務的経費合計	38,170	37,797	37,830	39,272	40,805	40,690	41,766	42,784	43,666	44,589	407,369
物件費	6,702	6,511	6,601	6,884	7,037	7,274	7,521	7,856	8,045	8,321	72,752
維持補修費	1,230	1,213	1,198	1,173	1,157	1,141	1,125	1,111	1,095	1,080	11,523
補助費等	4,832	4,650	4,500	4,445	4,345	4,310	4,284	4,269	4,208	4,133	43,976
貸付金	8,907	8,917	8,925	8,932	8,937	8,940	8,941	8,940	8,938	5,934	86,311
投資・出資金	870	942	933	942	969	978	978	969	960	951	9,492
積立金	1,420	1,309	2,779	1,198	364	828	107	0	0	0	8,005
繰出金	4,187	4,186	4,310	4,200	4,235	4,346	4,395	5,406	5,468	5,565	46,298
その他の経費合計	28,148	27,728	29,246	27,774	27,044	27,817	27,351	28,551	28,714	25,984	278,357
普通建設	17,733	18,194	13,904	13,605	13,067	13,367	12,900	13,267	13,269	13,142	142,448
災害復旧	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	400
投資的経費	17,773	18,234	13,944	13,645	13,107	13,407	12,940	13,307	13,309	13,182	142,848
合 計	84,091	83,759	81,020	80,691	80,956	81,914	82,057	84,642	85,689	83,755	828,574

呉市及び下蒲刈町財政計画構成表（普通会計）

平成15年度～平成24年度の計画額累計

(単位:百万円)

	合併を前提としない財政計画		合併影響分 C C=(a)+(b)+(c)-(d)	合併影響分 C				合計 A+B+C	調整	財政計画
	呉市 A	下蒲刈町 B		行政制度調整 (a)	建設計画事業 (b)	財政支援措置 (c)	重複分 (d)			
歳入	801,571	23,073	4,403	431	9,734	2,703	8,465	829,047	△ 473	828,574
地方税	260,542	1,965	9	9				262,516		262,516
地方譲与税	6,148	170	0					6,318		6,318
普通交付税	125,973 ア	11,272 ア	1,458			1,752 イ,エ,オ,カ	294 カ	138,703		138,703
特別交付税	11,857	893	93			93 ウ		12,843		12,843
その他交付金	32,907	670	0					33,577		33,577
分担金・負担金	14,988	10	21	21				15,019		15,019
使用料・手数料	26,719	674	0					27,393		27,393
国庫支出金	105,389	2,435	748	380	3,970	122 キ	3,724	108,572		108,572
県支出金	32,019	1,213	364	8	349	281 ク	274	33,596		33,596
財産収入	15,952	30	0					15,982		15,982
寄附金	0	0	0					0		0
繰入金	6,542	477	0					7,019	△ 473	6,546
繰越金	0	0	0					0		0
諸収入	98,320	210	13	13				98,543		98,543
地方債	64,215	3,054	1,697		5,415 エ,カ等	455 オ	4,173	68,966		68,966
歳出	801,571	23,073	3,117	△ 553	10,114	2,456	8,900	827,761	813	828,574
人件費	178,964	4,366	△ 2,246	△ 2,246				181,084		181,084
扶助費	128,841	269	834	834				129,944		129,944
公債費	89,769	5,014	1,558			1,977 エ,オ,カ	419 カ	96,341		96,341
物件費	69,039	2,820	893	893				72,752		72,752
維持補修費	11,282	241	0					11,523		11,523
補助費等	41,733	2,387	△ 144	△ 144				43,976		43,976
貸付金	86,311	0	0					86,311		86,311
投資及び出資金	9,492	0	0					9,492		9,492
積立金	6,542	171	479			479 オ		7,192	813	8,005
繰出金	43,534	2,654	110	110				46,298		46,298
建設事業費	136,064	5,151	1,633		10,114 エ,カ等		8,481 カ等	142,848		142,848
歳入－歳出	0	0	1,286	984	△ 380	247	△ 435	1,286	△ 1,286	0

※重複分(d)=A, Bと(b)との重複分

支援項目	内 容	支援措置(百万円)
国	○普通交付税措置	○地方交付税の額の算定の特例(特例法第11条第2項) 新しい市で算定した交付税額と、旧市町毎に算定した額で後者が大きい場合は、後者の額を普通交付税額とする。
		A, Bの交付税額に含める
		ア
	○合併直後の臨時的経費に対する財政措置	367 イ
	○特別交付税措置	○市町村合併に対する新たな特別交付税
国	○合併特例債措置	○合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置
		事業額 4,032 起債充当額 3,830 償還金 1,274
		交付税措置 892 エ
	○合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置	積立額 479 起債充当額 455 償還金 284
	交付税措置 199 オ	
	○過疎地域活性化のための地方債の特例(過疎法第33条)	事業額 1,063 起債充当額 1,063 償還金 419
	交付税措置 294 カ	
国	○国費による補助	○合併市町村補助金(建設計画に位置づけられた事業に対するもの)
		122 キ
県	○合併推進交付金	○合併時に実施する事業に要する経費に対するもの
		281 ク